



第5回 アイランドシティ地区 新設小学校（仮称）開校準備委員会

日時：令和5年5月31日（水）
11時00分～12時00分

～会議次第～

1 議事

- (1) 委員会設置要綱及び傍聴要領の一部改正について 資料1～3
- (2) 照葉はばたき小学校の校章の検討について 資料4
- (3) 照葉はばたき小学校の校歌の検討について 資料5.6

2 報告事項

- (1) 照葉はばたき小学校の通学路について 資料7

3 連絡事項

○第6回開催について

日程：令和5年7月中旬

会場：照葉北公民館講堂（予定）

議事：校章・校歌、教育目標について

議事1 開校準備委員会設置要綱・傍聴要領の改正について

資料1

1 設置要綱

(1) 改正理由

小学校設置条例の改正及び令和5年度の役職者の交代、並びに教育委員会組織改編により、所要の改正を行うもの。

(2) 改正内容

○会の名称をアイランドシティ地区新設小学校（仮称）開校準備委員会から、照葉はばたき小学校開校準備委員会に改める。

- ・小学校設置条例の改正による

○第3条別表を資料2別表のとおり改める

- ・役職者の交代による

○第6条 事務局の場所を教育環境部から指導部に改める。

- ・指導部内に開校準備担当専任主査が配置されたことによる

【新旧対照表】

条項	新	旧
名称	照葉はばたき小学校開校準備委員会設置要綱	アイランドシティ地区新設小学校（仮称）開校準備委員会設置要綱
第1条	照葉はばたき小学校（以下「新設校」という。）の開校準備を円滑に推進するため、照葉はばたき小学校開校準備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。	アイランドシティ地区新設小学校（仮称）（以下「新設校」という。）の開校準備を円滑に推進するため、アイランドシティ地区新設小学校（仮称）開校準備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
第3条	資料2 別表のとおり	省略
第6条	委員会の事務局は、教育委員会指導部に置く。	委員会の事務局は、教育委員会教育環境部に置く。
附則	この要綱は、令和4年8月29日から施行する。 この要綱は、令和5年5月 日から施行する。	この要綱は、令和4年8月29日から施行する。

2 傍聴要領

(1) 改正理由

小学校設置条例の改正により、所要の改正を行うもの。

(2) 改正内容

○会の名称をアイランドシティ地区新設小学校（仮称）開校準備委員会から、照葉はばたき小学校開校準備委員会に改める。

【新旧対照表】

条項	新	旧
名称	照葉はばたき小学校開校準備委員会傍聴要領	アイランドシティ地区新設小学校（仮称）開校準備委員会傍聴要領
第1条	この要領は、照葉はばたき小学校開校準備委員会設置要綱第5条第2項の規定に基づき、照葉はばたき小学校開校準備委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定める。	この要領は、アイランドシティ地区新設小学校（仮称）開校準備委員会設置要綱第5条第2項の規定に基づき、アイランドシティ地区新設小学校（仮称）開校準備委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定める。
附則	この要領は、令和4年8月29日から施行する。 この要領は、令和4年5月 日から施行する。	この要領は、令和4年8月29日から施行する。
様式	第 回照葉はばたき小学校開校準備委員会	第 回アイランドシティ地区新設小学校（仮称）開校準備委員会

照葉はばたき小学校開校準備委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 照葉はばたき小学校(以下「新設校」という。)の開校準備を円滑に推進するため、
照葉はばたき小学校開校準備委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会は前条の目的を達成するため、次の事項を所管する。

- (1) 校名に関すること。
- (2) 校章、校歌に関すること。
- (3) 通学路に関すること。
- (4) 教育目標に関すること。

(委員会)

第3条 委員会の構成は、別表のとおりとする。

2 委員の任期は新設校開校までとし、欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 副委員長は、委員長が選任する。
- 4 委員長は、会務を統括する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、原則公開とする。

2 会議の傍聴に関する事項は、別に定める。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、教育委員会指導部に置く。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項が生じた場合は、
委員会で協議のうえ決定する。

附 則

この要綱は令和4年8月29日から施行する。

この要綱は令和5年5月 日 から施行する。

別表

組 織	氏 名	役 職
自治協議会	岩本 雅弘	照葉北校区自治協議会 会長
	上原 紗理	照葉北校区こども・青少年部会 部会長
	菰田 宗義	照葉6丁目自治会 会長
地域代表	原田 将和	香椎照葉5丁目 代表
公民館	相澤 麻美	照葉北公民館 館長
小学校PTA	生田 智志	照葉北小学校PTA 会長
	柴田 さおり	照葉北小学校PTA
	山中 幸也	照葉北小学校PTA
	坂本 千和	照葉北小学校PTA
小・中学校	久保田 篤	照葉北小学校 校長
	河村 要	照葉北小学校 教頭
	今林 洋江	照葉小中学校 校長
福岡市	副田 武	東区総務部地域支援課 課長
	緒方 美德	東区地域整備部地域整備課 課長
	西尾 正和	教育委員会教育環境部施設課 課長
	井上 直美	教育委員会指導部小学校教育課 課長
	横山 昇	教育委員会教育環境部通学区域課 課長

照葉はばたき小学校開校準備委員会傍聴要領（案）

資料3

（趣旨）

第1条 この要領は、照葉はばたき小学校開校準備委員会設置要綱（以下「要綱」という。）第5条第2項の規定に基づき、照葉はばたき小学校開校準備委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定める。

（傍聴の手続き）

第2条 委員会の会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴希望者」という。）は、会議開催の15分前までに整理番号票（別記様式）の交付を受けなければならない。

（定員）

第3条 会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）の定員は、あらかじめ委員長が定めるものとする。
2 傍聴希望者が定員を超える場合には、抽選を行う。

（入場の制限）

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議場に入場することができない。
(1) 酒気を帯びていると認められる者
(2) ポスター、ピラ、拡声器その他会議もしくは傍聴を妨害するおそれがあると認められる物品を携帯する者
(3) 前2号に掲げるもののほか、会議を妨害し、または他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

（傍聴人の遵守事項）

第5条 傍聴人は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守らなければならない。
(1) 会議場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
(2) 会議場において発言しないこと。
(3) みだりに席を離れないこと。
(4) 飲食又は喫煙をしないこと。
(5) 携帯電話、パソコン等の情報通信機器の電源を切ること。
(6) たすき等を着用し、またはプラカードを掲げる等示威的行為をしないこと。
(7) 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。
(8) 会議場において許可無く撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。
(9) 前各号に掲げるもののほか、会議場の秩序を乱し、または会議の妨げとなるような行為をしないこと。

（傍聴人への指示）

第6条 委員及び事務局の職員は、会議の平穏な進行を確保するため、傍聴人に対して必要な指示を行う。
2 傍聴人が指示に従わないときには、委員及び事務局の職員は、その者に対して会議場からの退場を命ずることができる。

（その他）

第7条 この要領に定めるもののほか、傍聴人は委員長の指示に従わなければならない。

附 則

この要領は令和4年8月29日から施行する。
この要領は令和5年5月 日から施行する。

様式

年 月 日
照葉はばたき小学校開校準備委員会
整理番号票
NO. _____
傍聴人は、会議の開催中この整理票を携行し、係員の求めに応じて提示してください。

福岡市立照葉はばたき小学校

TERIHA HABATAKI PRIMARY SCHOOL

校章デザイン

福岡市立小学校の代表的な校章のパターン ※福岡市博物館ホームページより引用

1. 旭日章系	2. 市章系	3. サクラ系	4. 椎葉系	5. 波系	6. 平成系

創立百年以上の古い学校から戦後に開校した学校までに多く見られるパターン

近年開校した学校

社会でのロゴマークの遍歴

1897	1943	1948	現在
1952	1958	1974	現在
1964	1972	1978	現在

過去 → 現在

細すぎる線の使用を避け、形が簡素化されています。

シンプルな形は、美しい。

シルエットの美しいは、不要なものそぎ落とし、重要なラインのみを残す研ぎ澄まされた取捨選択によって造られます。

シンプルな形は、時代に影響されない。

美しくシンプルな形は、飽きられることなく時代に影響されません。10年、50年、100年先まで卒業生たちの誇りと愛着の象徴となるでしょう。

シンプルな形は、多用途に使用できる。

シンプルな形は、名札から校舎の壁面に至る多様な大きさや、カラーの場合・1色の場合など様々な用途で再現性に優れています。

歴史ある学校の校章は、伝統を感じさせる風格がありますが、新設校には新しく未来を感じさせるものにしたいと考えます。



1
青空を背景に広がる翼



2
青空を背景に2枚の翼



3
「はばたき」を強調した文字組み

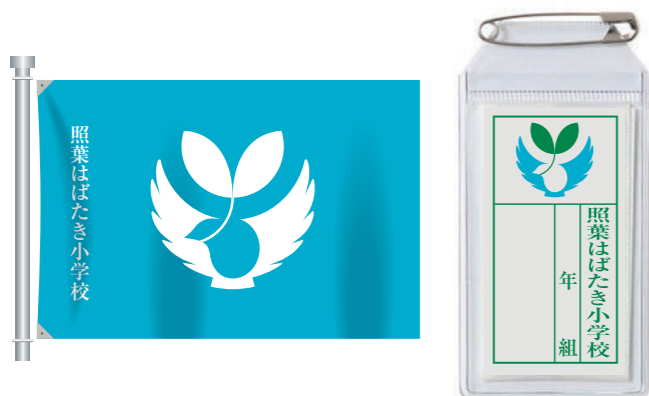


4
「は」の字を翼に見立て





5
双葉をと共に羽ばたく



6
若葉は、やがて大空へはばたく



7
向かい合うゆりかめが形づくる「H」



8
若葉を天空へ導く鳥





9
三つ葉の上に青い翼の鳥



10
知の力を得て羽ばたく



11
空と海の狭間をはばたく翼（翼は、「は」の字）



12
照葉「葉」+はばたきの「羽」の融合





13
T + H (若葉+羽)



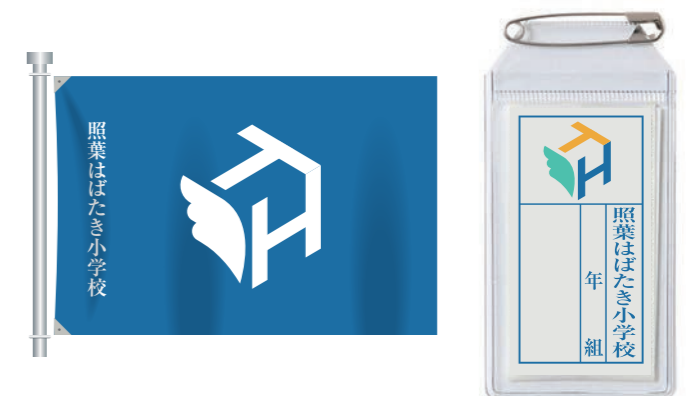
14
翼をまとう「H」



15
「H」+ イーグルの翼



16
T + H + 翼の多面的表現





17

羽の字を幾何学的に表現



18

輝き羽ばたく



19

"六角形"は「調和・バランス・融合・美」など一つにまとめ、
バランスを保つことができる形、明るく・仲よく・正しく・強く



20

インヒヨドリを図案化、幸せの青い鳥



福岡市立 照葉はばたき小学校 校歌

作詞 久保田 篤
作曲 櫻野 貴史

一 潮風 香る 和白 干潟

緑きらめく 学び舎に 笑顔で 交わす 挨拶と
知恵で 歴史を 刻みゆく

伸びよ 若人 励み合い
照葉はばたき 誇りあれ

二 立花山の 空高く

鳥も 仲間も 集う 地に 元気な 声が 響き 合う
文化の花を 咲かせつつ
進め 若人 顔上げて
照葉はばたき 希望あれ

三 アジアに 臨む 玄界灘

我が 故郷の 照葉の 地 平和の 証 今いざ
心の 鏡 磨き ゆく
燃えよ 若人 胸を 張り
照葉はばたき 栄光あれ

「照一隅」の志

道を 拓いて 夢を 追う
未来には ばたき いざ 行かん

照葉はばたき小学校校歌

(sample)

作詞：久保田 篤
作曲：櫻野 貴史

♩ = 100

1. し お

かば ぜな か お る わ じ ろ ひ が たく みど
ア なに やの まぞ の む そげ ーん か たい かな だ わ が

りも き らか めま ーくも まつて などり びうは ー やちの にち えーが
ふ なる さ と ー の ー は ー の にち へい わ

おきの でな か わ す あ ひ い ー さ つ と
ー な あ か し し ま ー ー つ あ とう

ちぶ 一 え での れは き し を き さ ざ み ゆ の び よ わ こ う ど は げ み あ い
こ ーん ーか の の か な が ー ー き さ が が せ き つ く す す め わ こ う ど は か げ み あ い
も え よ わ わ こ う ど は か げ み あ い て り

は はばたき ほのさ ーごどか ーりみえ ああれ 2. た ち 3. ア ジ
れ

しょう いちぐう の こころざし みちを ひらいて ゆめをおう みら

い に はばたけ い ざ ーゆか ーん

rit.

報告：照葉はばたき小学校の通学路検討状況について

通学路ワーキンググループで通学路について検討した結果から、次の2点を報告します。

1 西側通学路案(ア)について

香椎照葉5丁目児童が校区西側を通学路とすることについて検討しました。

D交差点は、横断歩道のみの交差点であるが、交通量が多い。
 北側の区画の整備にあわせ、港湾空港局より信号機等の設置要望がされているが、新設校開校時は設置されない。
 R6年度以降、順次開業予定の複合施設は引き続き工事が行われる予定であり、D交差点を工事車両が多く通ることが想定される。

V交差点は、朝の時間帯に都市高速の入口に向かう左折車が多く、児童の横断歩道の横断に危険が伴う。
 日中は、トリアル等に搬入するトラックの通過も多い。

2 東側通学路案(イ)について

香椎照葉5丁目児童が照葉小中前の歩道を通学路とすることについて検討しました。

ワーキンググループ案の通学路(ウ)の通学距離が約1,050mであるのに対し、東側通学路案(イ)の場合、通学距離が約1,500mと長くなる。

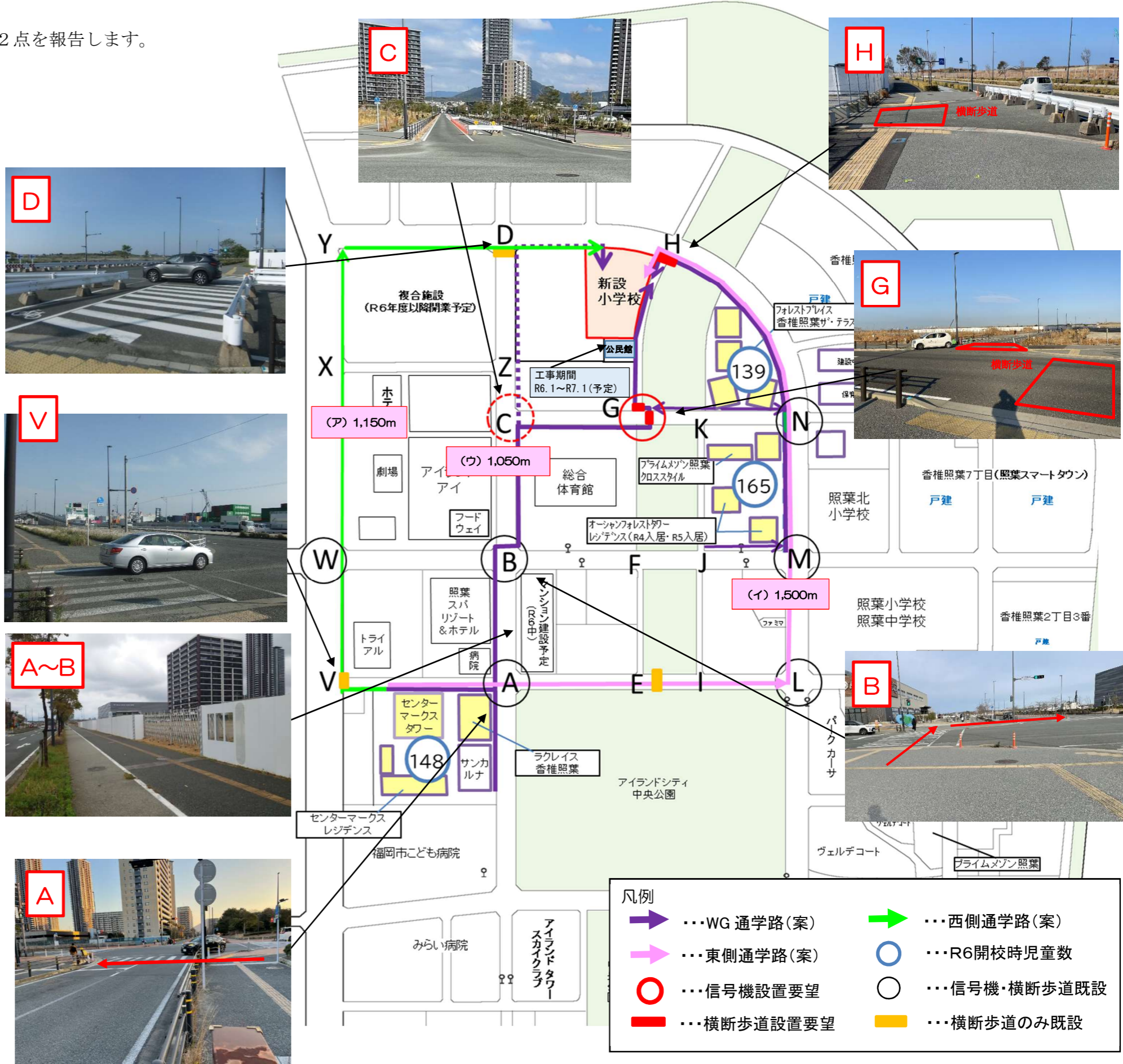
3 今後の通学路整備について

横断歩道等

Gの交差点に横断歩道と信号機、Hの交差点に横断歩道の設置要望を、開校準備委員会名で県警察本部に提出

安全対策

G交差点、H交差点の路面のカラー化、「学童注意」の路面標示等の安全対策を実施



(参考) 安全対策について

通学路ワーキンググループ

H 交差点



G 交差点

